

風営法改正に伴う「石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」等の改正について

	改正風営法	改正条例																																				
風俗営業	<p>● 風俗営業 ● 特定遊興飲食店(新設) ● 風営法の規制から除外</p> <p>① 営業時間</p> <table border="1"> <tr> <th>【現行】</th> <th>【改正】</th> </tr> <tr> <td>通常地域 日の出～24時</td> <td>6時～24時</td> </tr> <tr> <td>繁華街(片町) 日の出～翌1時</td> <td>6時～<u>条例の定める時間</u></td> </tr> </table> <p>② ゲームセンターへの年少者立入規制</p> <table border="1"> <tr> <th>【現行】</th> <th>【改正】</th> </tr> <tr> <td>立入規制 18歳未満の 22時～日の出立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる</td> <td>18歳未満 22時～<u>翌6時</u>立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる <u>2 条例で保護者同伴等の規制緩和の条件付与ができる</u></td> </tr> </table> <p>③ 営業区分</p> <table border="1"> <tr> <th>【現行】</th> <th>【改正】</th> </tr> <tr> <td>1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待) 2号 接待飲食店(飲食+接待)</td> <td>新1号 接待飲食店(飲食+接待)</td> </tr> <tr> <td>3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)</td> <td> <table border="1"> <tr> <th>照度</th> <th>酒類提供</th> <th>深夜営業</th> <th>営業区分</th> </tr> <tr> <td>10ルクス以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>新2号 低照度飲食店(飲食)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10ルクス超</td> <td rowspan="2">あり</td> <td>あり</td> <td>特定遊興飲食店</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>飲食店営業</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>4号 ダンスホール(ダンス)</td> <td>規制対象外</td> </tr> </table>	【現行】	【改正】	通常地域 日の出～24時	6時～24時	繁華街(片町) 日の出～翌1時	6時～ <u>条例の定める時間</u>	【現行】	【改正】	立入規制 18歳未満の 22時～日の出立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる	18歳未満 22時～ <u>翌6時</u> 立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる <u>2 条例で保護者同伴等の規制緩和の条件付与ができる</u>	【現行】	【改正】	1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待) 2号 接待飲食店(飲食+接待)	新1号 接待飲食店(飲食+接待)	3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)	<table border="1"> <tr> <th>照度</th> <th>酒類提供</th> <th>深夜営業</th> <th>営業区分</th> </tr> <tr> <td>10ルクス以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>新2号 低照度飲食店(飲食)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10ルクス超</td> <td rowspan="2">あり</td> <td>あり</td> <td>特定遊興飲食店</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>飲食店営業</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	照度	酒類提供	深夜営業	営業区分	10ルクス以下	-	-	新2号 低照度飲食店(飲食)	10ルクス超	あり	あり	特定遊興飲食店	なし	飲食店営業	なし	-	-		4号 ダンスホール(ダンス)	規制対象外	<p>● 青字が改正条例の内容です。</p> <p>1 片町地区の風俗営業延長時間の決定</p> <p>● 現行の翌1時までの風俗営業を維持します。</p> <p>平成10年法改正で1時で延長された根拠である、国民の活動時間割合の石川県状況から現状維持とします。</p> <p>【現行条例規制】 16歳未満の 18時以降立入禁止</p> <p>【改正条例】 16歳未満の 18時以降立入禁止</p> <p>2 保護者同伴の場合に規制緩和をするかの決定</p> <p>● 子供だけの場合は現状維持。 保護者同伴の場合22時まで、立入り可能とします。</p> <p>○特定遊興飲食店営業とは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照度10ルクス超の営業所 ・酒類を提供 ・深夜に客にダンス等の遊興行為をさせる営業 <p>ダンスは3号風俗営業だったが、法改正により風俗営業から除外されました。</p>
	【現行】	【改正】																																				
	通常地域 日の出～24時	6時～24時																																				
繁華街(片町) 日の出～翌1時	6時～ <u>条例の定める時間</u>																																					
【現行】	【改正】																																					
立入規制 18歳未満の 22時～日の出立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる	18歳未満 22時～ <u>翌6時</u> 立入禁止 条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる <u>2 条例で保護者同伴等の規制緩和の条件付与ができる</u>																																					
【現行】	【改正】																																					
1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待) 2号 接待飲食店(飲食+接待)	新1号 接待飲食店(飲食+接待)																																					
3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)	<table border="1"> <tr> <th>照度</th> <th>酒類提供</th> <th>深夜営業</th> <th>営業区分</th> </tr> <tr> <td>10ルクス以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>新2号 低照度飲食店(飲食)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10ルクス超</td> <td rowspan="2">あり</td> <td>あり</td> <td>特定遊興飲食店</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>飲食店営業</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	照度	酒類提供	深夜営業	営業区分	10ルクス以下	-	-	新2号 低照度飲食店(飲食)	10ルクス超	あり	あり	特定遊興飲食店	なし	飲食店営業	なし	-	-																				
照度	酒類提供	深夜営業	営業区分																																			
10ルクス以下	-	-	新2号 低照度飲食店(飲食)																																			
10ルクス超	あり	あり	特定遊興飲食店																																			
		なし	飲食店営業																																			
なし	-	-																																				
4号 ダンスホール(ダンス)	規制対象外																																					
特定遊興飲食店営業	<p>3 営業許容地域の指定 【1平方キロに風俗営業等が300箇所以上の繁華街又は深夜居住者100人以下の地域 : ホテル旅館内は除外】</p> <p>● 政令基準に該当する繁華街の片町1丁目、片町2丁目、木倉町を指定します。</p> <p>4 営業制限時間の指定 【通勤、通学者と酔客の分離の観点から営業制限時間を定める】</p> <p>● 5時から6時の間営業を制限します。</p> <p>5 保全対象施設の決定 【深夜に酔客等の影響がある施設を保全対象施設とし、一定の距離では営業できない】</p> <p>● 深夜に入院者等がある病院、有床診療所、入所児童福祉施設から30m以内では営業不可とします。</p> <p>6 遵守事項の決定 【騒音、振動規制等の遵守事項を定める】</p> <p>● 騒音、振動の政令規制数値は風俗営業と同じであり、同様の遵守事項とします。</p>																																					
その他	<p>7 風俗環境保全協議会の設置 【風俗営業、特定遊興飲食店営業の営業所が集中している地域等に置くことができる】</p> <p>● 公安委員会告示で、片町1丁目、片町2丁目、木倉町を指定します。</p> <p>8 石川県迷惑行為等防止条例(再発防止命令の効力時間の変更) 【風俗営業の開始時間が、日の出→午前6時となったことによる所要の改正】</p> <p>● 誘引、客待ち等の再発防止命令の効力時間を、日出時まで→午前6時までとします。</p>																																					